

平成23年第3回美祢市議会定例会会議録(その1)

平成23年9月1日(木曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	4番	高 木 法 生
5番	萬 代 泰 生	6番	三 好 睦 子
7番	山 中 佳 子	8番	岩 本 明 央
9番	下 井 克 己	10番	河 本 芳 久
11番	西 岡 晃	12番	荒 山 光 広
13番	柴 崎 修一郎	14番	田 邊 諄 祐
15番	山 本 昌 二	17番	原 田 茂
18番	村 上 健 二	19番	河 村 淳
20番	大 中 宏	21番	南 口 彰 夫
22番	安 富 法 明	23番	徳 並 伍 朗
24番	竹 岡 昌 治	25番	布 施 文 子
26番	秋 山 哲 朗		

2.欠席議員 なし

3.欠 員 1名

4.出席した事務局職員

議会事務局長 重 村 暢 之
議会事務局
主 査 岡 崎 基 代

議 会 事 務 局 査 岩 崎 敏 行

5.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	副 市 長	林 繁 美
総 務 部 長	波 佐 間 敏	総合政策部長	田 辺 剛
市民福祉部長	金 子 彰	病院事業局 管 理 部 長	藤 澤 和 昭
建設経済部長	伊 藤 康 文	総合観光部長	福 田 和 司
上下水道事業 局 長	久 保 毅	総 務 部 次 長	倉 重 郁 二
総 務 部 長	奥 田 源 良	総 務 部 税 務 課 長	小 田 正 幸
財 政 課 長	末 岡 竜 夫	病院事業局 経 営 管 理 課 長	千 々 松 雅 幸
総合政策部長 地域情報課長			

総合観光部 観光総務課長	大野義昭	上下水道事業局 管理業務課長	三戸昌子
教育長	永富康文	教育委員会 事務局長	山田悦子
消防長	坂田文和	会計管理者	古屋勝美
美東総合 支所長	藤井勝巳	秋芳総合 支所長	杉本伊佐雄
代表監査委員	三好輝廣	監査委員 事務局長	西山宏史
建設経済部 次長	秋枝秀稔	市民福祉部 生活環境課長	佐々木郁夫
市民福祉部 健康増進課長	原川清史	市民福祉部 地域福祉課長	佐々木彰宣

6. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1 号 平成 22 年度美祢市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 4 議案第 2 号 平成 22 年度美祢市病院等事業会計決算の認定について
- 日程第 5 議案第 3 号 平成 22 年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 6 議案第 4 号 平成 22 年度美祢市公共下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第 7 議案第 5 号 平成 23 年度美祢市一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 8 議案第 6 号 美祢市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第 9 議案第 7 号 美祢市暴力団排除条例の制定について
- 日程第 10 議案第 8 号 美祢市税条例等の一部改正について
- 日程第 11 議案第 9 号 美祢市都市計画税条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 10 号 美祢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 11 号 美祢市の地域医療を支え育てる条例の制定について
- 日程第 14 議案第 12 号 美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 13 号 美祢市秋吉台リフレッシュパーク施設の設置及び管

理に関する条例の一部改正について

日程第 1 6 議案第 1 4 号 美祢市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部
改正について

日程第 1 7 議案第 1 5 号 美祢市水道事業の設置等に関する条例の一部改正に
ついて

7 . 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

議長（秋山哲朗君） おはようございます。

これより、平成23年第3回美祢市議会定例会を開会いたします。

この際、村田市長より発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

村田市長。

市長（村田弘司君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、議案の説明に先立ちまして、2件の案件について御報告をさせていただきたいというふうに思っています。

まず、1件目は、配食サービスに関する訴訟の件であります。

この配食サービスに関する訴訟は全部で4件提起されておりますが、このうちの2件は食器の目的外使用に関する事件であり、その訴えの内容は、平成15年度において、配食サービス事業者が配食サービスに使用する食器を目的以外に使用して市に損害を与えたとして、市が当該、このことですね、当該配食サービス事業者に対しまして、損害賠償を請求することの義務づけを求めるとともに、市がこの請求を怠っていることが違法であることの確認を求める訴訟であります。

また、あとの2件の訴訟は委託料の過払いに関する事件でありまして、平成15年度と平成18年度において、配食サービス事業者が配食サービスの委託料を多く請求して市に損害を与えたとして、市が当該配食サービス事業者に対して損害賠償を請求することの義務、義務づけを求めるとともに、市がこの請求を怠っていることが違法であることの確認を求めるという訴訟であります。

この4件の訴訟の対象となりました事件は、只今御説明の中でも申し上げましたけれども、平成15年度と平成18年度を対象といたしました、ですから、いずれも合併をする前の旧美祢市での事案であります。現在の美祢市が引き継いでいる訴訟であります。

訴訟の概要につきましては以上のとおりであります。この訴訟の判決が、きょうは9月1日ですが、先月8月の24日に山口地方裁判所において出されたところであります。

この判決の内容につきましては、既にマスコミ等で御存知とは思いますが、食器の目的外使用に関する事件については、先に申し上げた2件のほうですね、この事件については原告の請求を棄却するという判決でありまして、市の主張が認められ

た結果となっております。

しかしながら、平成15年度及び18年度の合併前、旧美祢市によります委託料の過払いに関する事件については、市は配食サービス事業者に対して、総額で347万1,909円と、年5分の遅延損害金を併せて請求することと、市がこの金額を配食サービス事業者へ請求しないことは違法となるという判決であり、大変厳しい結果となったものであります。

この判決結果によります今後の対応につきましては、現在、弁護士と協議をしております。この最中でございますので、この判断が決まりましたら、改めて御報告をさせていただきたいというふうに思っています。

次に、JR美祢線運転再開についてであります。

既に御承知のこととは存じますが、JR美祢線の運転が今月、9月26日の始発列車から再開をされることとなりました。昨年7月の豪雨災害によりまして、運転が休止をされて以来、実に1年以上が経過をしておりますが、市議会を始め市民の皆様のご理解、御協力、またJR西日本、山口県及び各関係団体のさまざまな御協力、御支援によりまして、ようやくこの日を迎えることができますことは、私にとりまして市民の皆様にとりましてこの上ない喜びでありまして、暑く御礼申し上げる次第でございます。

さて、先ほど申し上げました運転再開日の9月26日には、JR美祢線利用促進協議会の主催によりまして、運転再開記念式典を開催をする予定にしております。具体的には、この当日は厚狭駅とそれから長門市駅からそれぞれ発車をいたします臨時列車に関係者の方に同乗して、乗車をしていただきまして、これがこの美祢駅ですね、美祢駅に集結をして、再開式典をこの美祢駅前で盛大に開催をすることで運転再開を祝うとともに、今後の美祢線利用促進の起爆剤にいたしたいというふうに考えております。

つきましては、当日、美祢線沿線各駅で工夫を凝らした盛り上げ等、市民の皆様方をお願いをいたしたいというふうに思っております。

また、議員の皆様方におかれましては、当日の、先ほど申し上げた長門、厚狭駅から出ます臨時列車に御乗車をいただきまして、この美祢駅まで来ていただくということで、式典に花を添えていただきたいと考えております。

このことの詳細につきましては、今月9月15日号の市報で詳しく載せさせてい

たきます。

また、今この議場を撮っていただいておりますMYTによりまして、広く市民の皆様にもお知らせをいたしたいというふうに考えておりますので、市を挙げて美祢線運転再開式典となりますよう、御協力を心よりお願いを申し上げるところでございます。

さて、申すまでもなく、このJR美祢線は石炭、石灰の貨物輸送を通じて本市の発展に大きく寄与してまいりまして、通勤、通学で市民の皆様に広く利用されてきました、本市にとってかけがえのない貴重な財産であります。また、地域公共交通の要と位置づけている交通機関でもあります。

しかしながら、近年利用が減少し続けておりまして、現状のままでは将来、廃線の危機を迎える可能性があるということを十分に認識する必要があるというふうに考えております。現在、私が会長を務めております美祢、長門、山陽小野田市の各3市で設置をしておりますJR美祢線利用促進協議会で、この美祢線の利用者をふやすための具体的な利用促進策を打ち出しておりまして、この9月6日ですね、きょう1日ですからもうちょっとですが、9月6日議会がありますけれども、委員会が、夕方6時からやりたいと思っておりますが、このJR美祢線利用促進協議会を、総会を開催をいたします。ここで最終的に取りまとめをして、それを発表させていただきたいというふうに考えております。

また、本市独自の取り組みといたしましては、美祢線をよく知っていただくことで今後の利用促進につなげるために、全世帯に美祢線の無料乗車券を配付をするということを考えております。この本定例会におきまして、補正予算にこの必要経費を計上いたしておるところであります。

かけがいのない財産でありますJR美祢線を子子孫孫まで存続をいたさせるには、市民の方々の積極的な御利用抜きにはなし得ないというふうに私は確信をしております、JR美祢線利用促進協議会においても皆様に御利用いただけますよう危機感を持って取り組んでまいる所存であります。

市議会の皆様、また市民の皆様の御理解、御協力をお願いを申し上げまして、JR美祢線運転再開に当たっての御報告といたします。

以上、2件の報告をさせていただきました。よろしくをお願いを申し上げます。
議長（秋山哲朗君） これより会議に入ります。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

議会事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本定例会に、本日までに送付してございますものは、執行部より議案第1号から議案第15号までの15件と、監査委員より美祢市公営企業会計決算審査意見書でございます。

また、事務局からは会議予定表でございます。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第1号）と議案付託表の2件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程はお手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において三好睦子議員、山中佳子議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月27日までの27日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、会期は27日間と決定いたします。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付いたしております予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

日程第3、議案第1号から、日程第17、議案第15号までを会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日提出をいたしました議案15件について、御説明を申し上げます。

議案第1号は、平成22年度美祢市水道事業会計決算について報告し、市議会の認定を求めるものであります。

水道事業は正常にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与するという水道法の基本理念に基づき、布設及び管理の適正、合理化を進め、計画的な施設整備を行い、安全な水道水の安定供給、持続可能な水道を目指した効率的経営に努めてまいったところであります。

それでは、平成22年度の決算概要について説明をいたします。

まず、収益的収入及び支出であります。上水道事業収益が2億4,795万4,680円、簡易水道事業収益が1億3,990万2,056円で、収入合計は3億8,785万6,736円であります。

これは前年度と比較をして、3,639万6,988円、率にして10.4%の増となりました。この増の主なものの上水道給水収益であります。

次に、支出といたしましては、上水道事業費が2億7,469万4,471円、簡易水道事業費が1億908万1,787円で、支出合計は3億8,377万6,258円あります。

これは、前年度と比較して3,604万2,000円、率にして10.4%の増となりました。この増額の主なものは、簡易水道営業費用であります。

この結果、平成22年度の収益的収支は408万478円の利益となり、消費税差し引き後は当年度純損失378万1,587円となりました。

この純損失を前年度繰越利益剰余金3,310万4,754円で補てんをいたしますと、当年度未処分利益剰余金は2,932万3,167円となり、これを翌年度に繰り越すものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。収入7,631万8,000円に対し、支出は2億7,608万390円となり、収入額が支出額に不足する額1億9,976万2,390円は過年度損益勘定留保資金で補てんしたところであります。

事業の主なものを御説明いたしますと、上水道事業では、県道下関美祢線道路改良に伴う排水管布設替工事を1,151万8,500円、災害復旧に関する工事を643万4,925円、上水道ポンプ所機械電気設備の浸水対策工事を2,010万円で執行しました。また、麻生簡易水道では、社会復帰促進センターの定員増に備えての水源増補改良工事を1,836万4,500円、厚保簡易水道ポンプ所にかかる災害復旧工事を857万1,150円、同ポンプ所の移設を含めた浸水対策工事に3,710万円で執行し、施設等の整備充実と災害時の安定給水を図

るものであります。

以上、平成22年度美祢市水道事業会計決算について御説明申し上げましたが、別に監査委員の意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いをするものであります。

議案第2号は、美祢市病院等事業会計決算について報告し、市議会の認定を求めるものであります。

平成22年度におきましては、美祢市病院事業あり方検討委員会の答申に基づいて策定をいたしました美祢市病院事業経営改革プランに沿った経営健全化の取り組みとして、平成22年4月1日に病院等事業の経営形態を地方公営企業法の全部適用への移行を実現をいたし、経営の健全化に向けての取り組みを推進をしまいったところであります。

今後とも市民に信頼をされ、支えられる自治体病院としての機能をさらに充実させるとともに、地域の中心的な医療、介護の施設として地域に密着し、安全で質の高い医療、介護を提供していきたいというふうに考えております。

それでは、平成22年度の病院等事業の実績について御説明いたします。

まず業務量につきましては、美祢市立病院におきまして、入院が4万8,044人、外来が5万2,679人、美祢市立美東病院におきましては、入院が3万3,463人、外来が4万5,952人、介護老人保健施設グリーンヒル美祢においては、短期入所を含む入所が2万3,715人、通所が4,074人、また美祢市訪問看護ステーションの利用者は、4,468人となっております。

次に、決算額について御説明をいたしますと、収益的収支におきまして、収入では病院事業収益36億9,181万8,417円、介護老人保健施設事業収益3億2,941万1,457円、訪問看護事業収益3,795万9,370円で、総額にいたしますと40億5,918万9,244円となったところであります。

一方、支出では、病院事業費を37億1,148万2,156円、介護老人保健施設事業費用3億3,995万651円、訪問介護事業費用4,051万6,351円で、総額40億9,194万9,158円となりました。

この結果、損益計算書において3,428万716円の当年度純損失を生じ、この純損失と前年度繰越欠損金13億3,868万6,015円と併せました13億7,296万6,731円が当年度未処理欠損金となります。

この処理につきましては、全額を翌年度繰越欠損金とするものであります。

次に、資本的収支であります。収入では、病院事業資本的収入として、企業債が2億2,580万円、負担金が2億797万7,000円で合計4億3,377万7,000円となり、介護老人保健施設事業資本的収入として、出資金が3,000万円で収入の総額は4億6,377万7,000円となりました。

一方、支出では、病院事業資本的支出として、建設改良費で3億2,639万1,001円、企業債償還金が2億5,984万7,144円で合計が5億8,623万8,145円となり、介護老人保健施設事業資本的支出として、企業債償還金が2,509万4,257円となり、支出の合計は6億1,133万2,402円となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億4,755万5,402円は、消費税資本的収支調整額、繰越工事資金及び過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしております。

病院事業を取り巻く環境は医療制度の改革や医師不足の影響等から、誠に厳しいものがありますが、債権の適正管理を徹底するとともに、経営改革プランに基づいた取り組みを行うことで、経営の改善を図り、また、市民の皆様に質の高い安全で安心できる医療を提供し続けてまいりたいと考えております。

以上、平成22年度美祢市病院等事業会計決算について御説明申し上げましたが、別に、監査委員の意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いするものであります。

ちょっと失礼をいたします。本会場、冷房が入っておりませんので、本気で今、説明をしております。暑くて間違っただけを申しますと失礼ですから、脱がさせていただきます。

失礼いたしました。それでは、議案第3号は、平成22年度美祢市公共下水道事業会計決算について報告し、市議会の認定を求めるものであります。

公共下水道事業は、快適な生活環境の整備、公共用水域の水質保全を目指し事業を進めており、地方公営企業法適用となって3度目の決算期を迎え、公営企業として軌道に乗りつつあるところであります。

平成22年度の決算概要について御説明いたします。

まず収益的収入及び支出であります。下水道事業収益は4億8,633万8,

722円であります。これは前年度と比較して375万7,857円、率にして0.8%の増であり、これの主なものとは下水道使用料の伸びであります。

次に、支出であります。支出合計は4億4,243万5,423円であります。これは前年度と比較して649万9,571円、率にして1.5%の減となりました。この減額の主なものとは、企業債償還金利息であります。

この結果、平成22年度の収益的収支は4,390万3,299円の利益となり、消費税差し引き後は、当年度純利益4,806万6,699円となりました。

この純利益と繰越利益剰余金2,303万2,935円を合わせると、当年度未処分利益剰余金は7,109万9,634円となるものであります。

ついで、当年度純利益4,806万6,699円の20分の1に当たります240万4,000円を地方公営企業法第32条の規定により減債積立金に積み、また繰越利益剰余金2,303万2,935円のうち、695万8,809円を任意積立金であります建設改良積立金に積み立て、その残額6,173万6,825円を翌年度繰越利益剰余金とするものであります。

次に、資本的収支及び支出であります。

収入2億8,822万1,900円に対し、支出は4億8,270万1,747円となり、収入額が支出額に不足する額1億9,447万9,847円は、過年度損益勘定留保資金894万4,432円及び当年度損益勘定留保資金1億7,857万6,606円及び繰越利益剰余金695万8,809円で補てんしたところであります。

事業の主なるものを御説明いたしますと、羽永準幹線管渠布設工事を864万1,500円、下領地区枝線管渠布設工事532万3,500円、広下地区枝線管渠布設工事449万4,000円であります。

これらの工事を執行し、公共下水道の未普及解消を進めてまいりました。

以上、平成22年度美祢市公共下水道事業会計決算について御説明申し上げましたが、別に監査委員の意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いを申し上げます。

議案第4号は、平成22年度美祢市公共下水道事業会計の剰余金処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

平成22年度の公共下水道事業会計では、純利益が4,806万6,699円となり、繰越利益剰余金と併せた後の未処分利益剰余金が7,109万9,634円となっております。

これを地方公営企業法第32条の規定により、法定積立金であります減債積立金に240万4,000円を処分し、また同法第32条第2項の規定により、建設改良費の補てんを目的とした任意積立金であります建設改良積立金に695万8,809円を処分し、処分後の6,173万6,825円を翌年度繰越利益剰余金とするものであります。

議案第5号は、平成23年度美祢市一般会計補正予算(第6号)についてであります。

このたびの補正は、当面必要とする経費について補正をするものであります。

まず、歳出であります。議会費では当議場のこの2階の傍聴席の改修費として50万円を計上しております。

総務費、総務管理費におきましては、改正住民基本台帳法が平成24年7月に施行予定とされておりますことから、この法改正に伴う電算システム改修経費として4,772万9,000円を計上し、また、昨年の豪雨災害により不通となっておりますJR美祢線が、今月26日から運行が再開されることから、JR美祢線利用促進事業として491万4,000円を計上いたしております。

民生費、児童福祉費では、JR美祢線を活用し、美祢市、長門市、山陽小野田市の3市の保育園園児が交流をする事業として30万円を、衛生費では、清掃費において機器の修繕費等として342万5,000円を、農林費では環境保全型農業直接支払支援対策事業や農地・水・環境保全向上対策事業など、事業の内容が当初予算編成時に確定しておらず、当初予算に反映することができなかった事業や補助金の組み替えによる単県農山村整備事業負担金など、540万3,000円を計上しております。

教育費、教育総務費では、中国教職員招聘事業として40万円を、社会教育費では、市立図書館の書籍の充実として受けた寄附金を活用した図書購入経費を50万円追加計上しております。

災害復旧費、農業施設災害復旧費では、本年7月4日に発生をした農地等の災害復旧費で455万円と、同じく本年5月10日から12日の間に発生した土木施設

災害復旧費として9,555万8,000円を計上しております。

一方、歳入では、分担金、国庫支出金、県支出金、寄附金、市債を特定財源として5,879万3,000円を計上するとともに、一般財源として地方交付税、寄附金を2億7,458万6,000円充当することとし、臨時財政対策債を1億7,010万円減額いたしております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に、今回の歳入歳出補正額1億6,327万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169億3,812万5,000円とするものであります。

次に、地方債の補正であります。

土木施設単独災害復旧事業債につきまして、地方債の追加を、農林施設補助災害復旧事業債及び臨時財政対策債におきましては、地方債の変更を行うものであります。

議案第6号は、美祢市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてであります。

このたびの改正は、これまでテレビなどの放送の形態によって、放送法や有線テレビジョン法などに分かれておりましたが、放送関係の法律が、今回、国において通信、放送分野のデジタル化の進展に対応した制度の合理化を図るため、すべて放送法に統廃合されたこと、また、併せて、有線放送電話に関する法律が廃止されたことに伴い、これら関係法律を引用する条例につきまして、所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、美祢市暴力団排除条例の制定についてであります。

現在、全国に暴力団構成員等が約7万8,600人存在し、山口県内では暴力団組織が28組織把握されております。市民生活や社会経済活動に介入してはその暴力行為を背景として資金獲得活動を行い、市民や事業者の安全に大きな脅威を与えております。

また、全国では、暴力団が拳銃を使用した対立抗争により、住民が巻き沿いになる事件が依然として発生しておりまして、暴力団の悪質かつ危険極まりない事件が後を絶たない状況にあります。

このような情勢を背景に、県では暴力団排除を推進し、県民生活の安全と平穩の確保に寄与することを目指し、本年4月に山口県暴力団排除条例が施行されたところ

るであります。

したがいまして、今後、全県を挙げて暴力団の排除を進めていくためには、県内市なり町が足並みを揃え、県条例と連携し、また補完をする暴力団排除条例を制定するとともに、県、市、町、市民、事業者等が相互連携に努め、協力して推進することが極めて重要であります。

美祢市においては、現在、市内に暴力団の組織事務所は存在していませんが、市民の安全・安心な暮らしを守り続けていくためにも、市として暴力団排除の取り組みの姿勢を明確に示す必要があると考えております。

つきましては、暴力団の排除について基本理念を定めるとともに、市及び市民等が取り組むべき責務や市が実施する支援や措置、また暴力団の威力の利用禁止等を定め、全市を挙げて暴力団の排除に取り組んでいくため、美祢市暴力団排除条例を制定するものであります。

議案第 8 号は、美祢市税条例等の一部改正についてであります。

このたびの改正は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布、施行されたため、美祢市税条例等の一部を改正するものであります。

改正の主な内容としましては、寄附金税額控除の適用下限額を 5 , 0 0 0 円から 2 , 0 0 0 円に引き下げること及び租税罰則の見直し等が主なものであります。

議案第 9 号は、美祢市都市計画税条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布、施行されたため、美祢市都市計画税条例の一部を改正するものであります。

改正の内容としましては、固定資産税における特例措置の期限満了に伴い、特例措置が廃止されたことによる条項の廃止や項番号の調整が主なものであります。

議案第 1 0 号は、美祢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、東日本大震災の被害の甚大さに鑑み、遺族の救済範囲を拡大することとした災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が平成

23年7月29日に公布、施行されたことに伴い、美祢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹、これは死亡した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に限るということですが、を加えるものであります。

ただし、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存しない場合に限るものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以降に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給に適用するものであります。

議案第11号は、美祢市の地域医療を支え育てる条例の制定についてであります。

現在、美祢市では少子高齢化が進み、家族構成が変化したこと等により、市民の医療に対する要求は多様化をしております。

このような状況の中、地域医療は、市民が安全・安心に暮らしていくためにはなくてはならない大切な財産であることを認識をし、市民の方が将来にわたって必要な医療を受けることができる体制を維持をしていくために、本条例を制定するものであります。

主な内容としては、地域医療を支え育てるための基本理念を規定し、市、市民、医療機関及び薬局の役割を示すとともに、市の基本的施策を定めるものであります。

議案第12号は、美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、地方自治法の一部改正により、市町村基本構想の策定義務、これは地方自治法第2条第4項でございますが、これが削られたため、同項を引用して標記条例について所要の改正をするものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議案第13号は、美祢市秋吉台リフレッシュパーク施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、秋吉台リフレッシュパークと秋吉台家族旅行村を一体的に管理運営をする指定管理者制度を導入するため、条例の一部を改正するものであります。

す。

秋吉台リフレッシュパークは平成3年に温浴施設である景清洞トロン温泉をオープンし、その後、オートキャンプ場、郷土料理館、グラウンドゴルフ場等を年次的に整備し、現在まで運営をしております。

オープン当初は、近隣市町に類似施設も少なく、利用者も多く人気を博しておりましたが、近年、県内においても同様の施設の整備が進んだことから、平成22年度のトロン温泉とオートキャンプ場を併せた利用者数、利用料収入とも、10年前と比較してほぼ半分に減少をしております。

こうした中、合併を機に観光事業全体の見直しが行われ、平成21年度に行われた外部監査においては、養鱒場、ヨウマスジョウですね、それと秋吉台リフレッシュパークについて、指定管理の検討を行う必要があるとの指摘を受けております。特に、秋吉台リフレッシュパーク、秋吉台家族旅行村とが類似の施設であることを勘案し、両施設を同一の指定管理者とすることで、管理体制や資材購入の共有化などスケールメリットを享受した上での管理コストの削減が可能であると述べられております。

この外部監査の内容を検討した結果、秋吉台リフレッシュパークと秋吉台家族旅行村の両施設でかなりの施設と業務が共通しており、同一の指定管理者で管理したほうが効率的で良好な運営が期待できますことから、秋吉台家族旅行村との一体的な管理運営をする指定管理者制度を導入するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第14号は、美祢市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正の主なものは、今後、事業要望のある大嶺町日永地区、及び現在区域外流入しております地区を公共下水道事業全体計画区域に追加したことによる計画面積の改正であります。

また、現在、本市の公共下水道計画区域内の主な施設は更新の時期に差し加かろうとしていることから、社会情勢の変化を踏まえた適正規模を考慮し、効率的な施設整備を行うために、平成35年度を目標年度として事業計画を見直し、変更認可を受けたことによる計画人口及び施設能力を改正するものであります。

議案第15号は、美祢市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてであ

ります。

平成23年10月に美祢社会復帰促進センターの収容定員が増加されることに伴い、給水人口及び使用水量の増加が見込まれるため、平成22年度から麻生簡易水道水源の増補改良を行っております。

その経営変更認可に基づき、麻生簡易水道の計画給水人口及び1日最大給水量を改正するものであります。

以上、提出をいたしました議案15件について御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

この際、暫時、11時10分まで休憩をいたします。

午前10時50分休憩

.....
午前11時10分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

これより、議案の質疑に入ります。

日程第3、議案第1号平成22年度美祢市水道事業会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。はい、岡山議員。

2番（岡山 隆君） それでは、平成22年度の美祢市水道事業会計決算ということで、今回、この中であって公営企業会計決算審査意見書ということ、これが出ておりますけれども、その中で、結びの中で、平成21年度末に上水道の大規模な漏水箇所の発見があり、その修理を行った結果、上水道の有収率が前年度と比較して1.5ポイント上昇したということであります。非常に美祢市に布設されている水道管というのは、石綿管、まだ若干残り、また硬質の塩化ビニール管、枝管になるんでしょうけれども、そういったところの非常に品質に悪いものがあって、漏水が今後とも大きくなって、有収率が低下する傾向、こういった中で、非常に私は貢献されたと思っております。

それで、この1.5ポイント上昇するに当たって、漏水箇所を調査するその調査費と、そして工事された箇所、一体これが何箇所ぐらいあったか、この点についてお尋ね、まずしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 久保上下水道事業局長。

上下水道事業局長（久保 毅君） 岡山議員の質問にお答えします。

昨年漏水箇所を80箇所発見しております。それで、その80箇所を修理、更新をしております。

以上です。（発言する者あり）調査費というのは人件費、職員の人件費ということになりますので、別にかかってはおりません。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） いずれにしても業者に音波探知機か何かで、非常に昼間使用する圧と、そして夜水道を使用しない、その差圧によって、漏水箇所が大体どういった地域にあるかということはある程度想定できると思います。そういったところを業者さんに頼んで、そして漏水箇所を発見していく。その箇所が今かなりあったということで、それを補修された。よってこういった有収率1.5%上水では上がったということとっております。

それで、特にまた何て言いますか、この決算書を、22年度、この中で上水じゃなくて、今度は簡易水道ですね。簡易水道についてはほとんど見ていくと、新しく布設されたところはいいんですけれども、特に四郎ヶ原とか厚保とか麻生とか、66とか70とか、非常にこの有収率が低い。水道をつくって、そして家庭に送り込む。家庭の水道水のメーターに通る。その管で実際100つくり込んだものが60、7割程度しか家庭に行かないという、そういう、それだけ途中でみな水道水が損失しているわけですね。

だから、今後、私は昭和45年当時、硬質の塩化ビニール管を使ったものというのは、非破壊検査、今だったら非常に樹脂も品質いいものを使って破れにくいということはありません。今回もちょうどたまたま上領地域交差点付近で漏水箇所がありまして、100ミリのこの要するに本管から、10ミリ程度の枝管ですね。そういったところの硬質塩化ビニール管がかなりの、10から20センチぐらい破れていた。すごい勢いでこの上水がもうあれよあれよというようにたくさん出ていたと。

そういった中であって、それも硬質の塩化ビニール管、多分旧道の市道でしたから、これは昭和45年当時の粗悪の、品質の悪いビニール管だったと思います。

それで、今後有収率を上げるためにはそういったところのものを本当に悪い塩ビ、当初ですね、今はそうでもないですけども、今後有収率が低下していく可能性がありますので、その辺の事業計画といいますが、どのような今後有収率を簡易水道

に、上水について上げていく計画というものを持っておられるかどうか、この辺についてお尋ねしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 久保局長。

上下水道事業局長（久保 毅君） 簡易水道につきましても、有収率が低いという御指摘です。上水のほうを重点的にということでございましたので、簡易水道につきましても、今後漏水を調査しまして、計画的に更新をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） 平成22年度ですね、簡易水道についても秋芳地区、別府、嘉万、そして美東地域も今回6箇所の漏水箇所があるんじゃないかということで、業者さんをお願いをされて6箇所補修されております。それで、音波探知機か何かでそういった調査をされた費用が299万円ということで、かなり高額な金額だったと思っております。

それで、今後費用対効果等もしっかりと考えていかねばならないし、それからそれは、それをやっても有収率が上がらない状況というのは非常に、なかなかちょっと大変だなと思っておりますので、その辺も考えられて今後どういう形で有収率を上げていくか、どうかここで言っても時間がかかりますから、今後しっかりと検討していただきたいということをお願いして、私の質問とします。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第1号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第4、議案第2号平成22年度美祢市病院等事業会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第2号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第5、議案第3号平成22年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定につい

での質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第3号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第6、議案第4号平成22年度美祢市公共下水道事業会計剰余金の処分についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第4号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第7、議案第5号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第6号）の質疑を行います。質疑はありませんか。はい、三好議員。

6番（三好睦子君） お尋ねします。

市長さんの提案説明では、農林費ですが、この提案説明の中で、農地・水・環境保全向上対策事業など、事業の内容が当初予算編成時に確定しておらず、当初予算に反映することができなかった事業や補助金の組み替えによるうんぬんがありますが、この中でどのような内容にかわったのか教えてください。質問いたします。

議長（秋山哲朗君） 秋枝建設経済部次長。

建設経済部次長（秋枝秀稔君） 三好議員の質問にお答えいたします。

まず最初に、農地・水・環境保全向上対策事業につきましてですが、この事業内容は、農地農用水の資源の適切な保全管理と。これがなかなか難しくなっている社会状況がございまして、農業全体を環境保全を重視したものに展開していくということから、この事業が平成19年度から実施されております。

この制度も本年度、平成23年度が最終年度となっておりますが、この最終年度に次期対策と考えられる本事業が出てまいりました。

県内の市、町ほとんどがこの9月補正で予算要求をしておるという状況は聞いております。

この追加事業ですね、これまでの対策は水路や農道等の簡易な補修であったものが、この事業につきましては工事等の大規模な修理が対応できるということで、この事業費につきまして保全会に追加交付するという事業でございます。

本年2月に具体的な制度説明を開きまして、事業面積で本体事業面積の4割の県

割り当てがございました。

ということで、この2月に説明会を開いて希望を募ったところ、多くの保全会が希望されるということで、今回の補正となったものであります。

補助額は、本体事業と同じとなっております、事業費ベースでも本体事業の4割というふうになっております。

その他、このたびの補正につきましてお願いしておるところでございますが、先ほどから申しましておるとおり、当初予算には見えなかった事業が、この4月ごろ国が確定してまいりまして、これにつれて事業を実施するという、こういう状況になっております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第5号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第8、議案第6号美祢市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第6号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第9、議案第7号美祢市暴力団排除条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第7号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第10、議案第8号美祢市税条例等の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。岡山議員。

2番（岡山 隆君） それでは、この美祢市税条例の一部改正ということで、今回この議案の結構中身たくさん条例があるんですけども、これを見ていきますと、要するに市民税にかかわる不申告に関する過料が3万円から10万円と。また固定資産税にかかわるその不申告に関しても過料が3万円から10万円ということで、

罰則の強化が今回このメインの議案一部条例改正ということがメインであります。

ちょっと私はこの中で、美祢市税条例の一部改正の中で、寄附金税額の控除ということがありまして、この前年度中にこの第314条の7第1項第1号に、2号に上げる寄附金を支出した場合には、項第314条7第1項に規定することにより控除すべき額、こういったところのものが記載されております。

これは、対象が、税控除なるところの対象が地方公共団体、都道府県、市町村に寄附する、また社会福祉法における日本赤十字社の例えば共同募金に寄付した場合には、こういった税控除の対象になっていることと思っております。

今後、例えばその対象となる地方公共団体美祢市に、例えば図書を市にぜひとも皆さん、いずれそういった方もたくさん出られるとは思いますが、市の図書館に寄附をしたいという場合、そういった場合には、例えばぼんと100万円を市に寄附したいといった場合には、住民税として今まで5,000円が2,000円ほど、何て言いますか、引かれ具合に減免になるということでありまして。

そういう中であって、例えば市に、図書を買ってくださいと言って100万円寄附する場合、または例えば、お金じゃなくて本でしたいんだと。新しい本でしたいという場合には、その辺の税の控除がどうなのか、この辺についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（秋山哲朗君） 小田税務課長。

総務部税務課長（小田正幸君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

議員御質問の本の現物の寄附ということでございますけど、新品の本であればお金と同じような税額控除が受けれると考えております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） 例えば、100万円の図書を新しい本でやった場合、寄附した場合にはどの程度の税額控除となりますか。

議長（秋山哲朗君） 小田税務課長。

総務部税務課長（小田正幸君） 100万円の本であれば、100万円から今回条例改正しております2,000円の額を引いた額に0.1、10%を掛けた額が基本控除額となり、それプラス特例控除額がありますが、これは課税所得の収入等によって額が違いますので、適正な額というのは現在、この場ではちょっとお答えし

にくいんですが、基本控除額については以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） ということは100万円図書で寄附をしたら、100万円引く2,000円で99万8,000円、それに対してあれですね、何と言いますか、1割程度、市県民税ですか、控除があるということは、1割ということは9万9,800円、平均所得がもう500万円程度であれば9万9,800円が控除として受けられるということでもいいんでしょうか、その辺。

議長（秋山哲朗君） 小田税務課長。

総務部税務課長（小田正幸君） 先ほど申しましたように、今の額は基本控除額というのが9万9,800円でありまして、さっき言ったように、特例控除額というのがそれにプラスされますので、その額は別に控除されるというふうになります。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第8号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第11、議案第9号美祢市都市計画税条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第9号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第12、議案第10号美祢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第10号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第13、議案第11号美祢市の地域医療を支え育てる条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。はい、安富議員。

22番（安富法明君） 1点お聞きをいたします。

市長の提案理由の説明にも理念を定めた条例でありますということなんですが、

これ読んでみて、じゃあこれ、この条例を制定することによって、何がこの美祿市の医療、あるいは医療体制はかわるのか、改善されるのかというのがよくわかりません。

で、ちょっと以前に産業振興条例についても同じような感じで制定をされてますが、具体的に、第4条に市民が安心して必要な医療を受けることができるように、地域医療を支え育てる施策を推進をするというふうに書かれております。

で、第5条にもう少し詳しく、かかりつけの医者とか薬局を持ちなさいというようなことも書いてあるんですが、具体的に市としてどのような施策を行われるのか、お聞きをします。

それともう一つなんですが、これ条例制定においてする前に協議会等が設けられておるといふふうに思うわけですが、詳しくはなくてもいいんですが、どういうふうな関係の方が協議会のメンバーになっておられたのか。とりあえず2点についてお聞きをいたします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 安富議員の御質問のうち、1点目のことですね。何をしようとしてるかちょっとわかり辛いなというお尋ねだろうと思います。これは、理念条例なんですよね。今、我々美祿市が総合計画をつくっておりますけれども、安全・安心なまちをつくっていきこうというのが大きな基本、大きな一つに掲げておりますけれども、それをやっていく中において、この高齢化が進んだ地域においてこの医療体制、保健体制、福祉の体制がどう構築されるかということは、大きな役割を持っておるだろうというふうに思っております。

で、例えば、行政は何をしますよと、医療機関は何をしますよというのがありますけれども、そのことを市民の方と共有をしないとできないというふうに思っています。必ず市民の方の御理解が要ると思っています。そして、医療機関は医療機関として自己完結として、我々はこれほどやっておるのに市民の方がわかってくれないんじゃないかということになってしまいますと、せっかくお互いが安全・安心なまちをつくらうとしているのに、その根本たる足元ができていけないということがあります。また、行政もいろんなことをさせていただきますけれども、そのことが本当に市民の方のためになっているかということのお答えもわかり辛いということがあります。

ですから、お互いがお互いの立場をわかりあって、そして今お互いが何をすべきかということを考えていこうじゃないかという基本的な理念条例ということですね。

今後、これからまたパブリックコメントもとらせていただきますけれども、今考えておるのが、行動計画ですね。今仮称ですけれども、今できることから始めようというアクションプランですね、まだ正式な名前じゃないですけれども、それぞれ今申し上げた医療体制、それから行政、市民の方ですね、それぞれの立場は今やることをやっていかないと、5年先、10年先、我々の過疎市ですね。面積が大きくて、そして高齢化が進んで人口密度が小さいところが最も早くその体制が崩れていく可能性があるということで、県下他市に先駆けてこの美祢市はどういうふうな形でやればこの中山間の地域の安全・安心なまちを保っていくこの基盤をつくっていかれるかということを出していこうと今はしておるわけでございます。

ですから、具体的なことにつきましては、また今年度中にその今できることから始めようプランですね、その中で示させていただきたいというふうに思っておりますけれども、そのベースとなる基本条例を今定めたいということで、今回この議会に提案をさせていただいたということです。

あとこのことについてはちょっと担当のほうからしゃべらせましょう。

議長（秋山哲朗君） 原川健康増進課長。

市民福祉部健康増進課長（原川清史君） それでは、安富議員にお答えをいたします。

後段のほうの協議会があるかということでございますが、平成22年6月に美祢市地域医療推進協議会条例、これを制定していただいております。これに基づきまして、平成22年の10月までに委員の公募とそれから委員の決定をいたします。

その委員につきましては、市民による公募委員が3名でございます。それから老人クラブ関係、それから県のほうから山口県の宇部健康福祉センターの所長さんに入っております。看護師の関係から、山口県看護協会の小野田支部のほうから1名、民間団体として国際ソロプチミストから1名、美祢歯科の歯科医ですが、このほうから1名、それから山口大学の医学部のほうから福田教授という方がおられるわけですが、この方に入っております。それと美祢市医師会の代表、それと両市立病院、美祢郡医師会、それと私どもの市の市民福祉部長が入っておりますので、計18名の委員で構成をいたしております。

で、この協議会で今まで5回ほど協議を開きまして、市条例に関するパブリックコメントをとりまして、最終5回目の協議会の際に意見をいただき、市長のほうに提出して、市長のほうから今回上程していただいたものでございます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 安富議員。

22番（安富法明君） 市長が言われる基本的に今からどのような施策が打てるかということは協議してまいりますということ、検討してまいりますということであります。

で、この条例の中にかかりつけの、先ほどもちょっと言いましたが、かかりつけ医でありますとか、薬局を持つこと、あるいは第5条の診療時間にかかりつけ医師及び緊急の場合を除いた夜間または休日の診療は控えることとか、いろいろ第6条には機能分担と連携を図ることといいこと書いてあるんですが、具体的になかなかこれを進めるのは難しいと実は思います。

で、具体的にお聞きをするんですが、例えば、今、市長のその提案理由の説明の中にもちょっと、研修医制度の法的な改正とかで医師不足を結果的にきたしている、看護師の場合もこれも制度の問題でしょうけれども、患者1人に対して何人というふうな問題もあって、これもどっちかというところ不足をしてくている。

で、市内には二つの公立病院と民間の開業医である診療所で、ドクターなり看護師さんがおられます。

私のお聞きしたところによると、開業医の診療所ですか、の先生が、これは入院を必要とすると判断をされて、市内の公立病院への、何て言いますか、入院をお願いをします。そしたら、町の開業医の先生は何と面倒見が悪いというか、もう自分の手に負えないところはそれで基本的にはいいのかもしれませんが、こういうところを開業医の先生方が仮に何て言うのかな、自分の医院の評判というところちょっと語弊があるかと思いますが、責任の範囲、これを午後なり病院に出向いて自分の患者さんについての診療を病院で行うとか、そういうことができたならドクターのその何と言いますか、不足、あるいはその地域の公立病院と診療所、ここに書いてあります連携ですよ、そういったこと。

で、決算で病院の状況が出ているんですが、病床の利用率も平均で9割ちょっとぐらいですかね。ですから、ちょっとよくわからないところもあるんですが、これ

お答えをいただいたらいいと思うんですが、今申し上げるように、診療所の方からその入院が必要ということで、市内の公立病院へ送られた方も含めて9割程度だろうというふうに思うんですよ。

で、今後そういうふうな地域医療のあり方というものを検討する上で、今申し上げたようなその開業医の先生が自分の送った患者さんに対して、アフターケアというか、その状況が悪いから入院させるわけでしょうから、病院のドクターとも連携をしながらそういうふうな医療の体制ができれば、非常にその美祢市の地域、美祢地域としてのその医療体制がまた一步、何て言うんですか、充実するんじゃないかというようなことをちょっと聞いております。

で、現実の問題として、なかなか課題が、とはいうもののあると思うんですよね。だから、そういうことを具体的に今後検討されていって、全体がこう何て言うんですかね、制度が充実されるものなのかどうか、ちょっとわかりにくいですかね。

その辺のことをお聞きをしたいんですが。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 安富議員が一生懸命この地域のその医療体制のことについて危惧されておられる気持ちはよく伝わってまいりました。提案のような形で言われたことも、私も今理解はしております。

冒頭今申されたことが最も発端のことなんですよね。結局、今、地方においてドクター、医師が非常に不足しておることがまず原点としてあります。いくらこの病院があろうと、医院があろうと、ドクターがおられなかったら医療行為ができない。またその医療行為を助けていただく看護師の方が不足しておれば、とてもじゃないけどその医療体制というのは築けないということは第一義にあります。

我々のこの市は、この二つの公立病院を、私は470平方キロを超えておるこの市の面積があって人口が3万人を切っていると。非常に過疎地でそしてなおかつその高齢化も進んでいると。逆を言えばお医者さんにかかりたい、かからざるを得ない方がたくさんいらっしゃる地域でありながら、民間の病院ですね、医院じゃないですよ、病院が接し入ってこられるお考えはない。じゃあ公立病院を保っていかなくちゃならない。それをフォローする形で民間の医院の方に頑張ってもらっているところがあります。

そのお医者さんそのものが不足しておる中で、実を言うと、もう過労働と言いま

すか、ですから、お年を召した方が多いんで病院にかかる機会というのが多くなる
んです。それに対してその対応できるお医者さんの数が不足をしてきておる。

例えば、この美祢市は合併前二つの公立病院、美祢市立病院と美東病院で22人の
常勤医師が、ドクターがいらっしゃったんですよ、平成18年度か。それが現
在では15人ですから、このわずかな期間の間に常勤医師が7人減っておるとい
うことです。

で、患者の方は高齢化が進んでおるからかかりたい方はたくさんいらっしゃる。
そして2次救急の体制も今、市立病院がとってありますので、それに対応しなくて
はいけないということですね。じゃあその対応策として、今、安富議員がおっしゃ
ったように、例えばかかりつけのお医者さんですね、私はかかりつけのお医者さん、
マイドクターというのは本当大切と思っております。その方が、例えば美祢市立病
院に入院なされたときに、そのマイドクターの、かかりつけのお医者さんがその病
院に行ってある程度手助けができないかとか、そういう意図で今おっしゃったん
だろうと思います。

そうすると、そのドクターの不足分が市立病院、二つの市立病院のドクターの不
足分がある程度充足できるんじゃないかというふうな御意見だったと思います。非
常におもしろい考え方ですし、将来的にはあるんかもしれないと思っておりますが、
そのかかりつけ医が持つておられる医院とのその身近におられますんで、その医療も
ちゃんとしながら、手助けをしていただく体制をすることも大切ですね。

突き進めて言えば、公立病院の中に院内医院を開業するということも考えられま
すね。ですから、公立病院の中にある1室をつくって、そこにその今おっしゃった
ような、民間のドクターが入っていただいて、そこで医療行為を行うということも、
究極すれば考えられるということです。

私は市長になる前からその考えを持っておりましたけれども、今はまだその体制
まで行ってません。

それとか、病児保育を院内で行う、病院の中で行う、というのは、看護師さんが
不足している、看護師さんというのはほとんどの方が女性でいらっしゃいます。そ
して、小さいお子さん抱えていらっしゃる方たくさんいらっしゃる。その方々は母
親であり看護師であって、自分の責務をきちんとするために頑張っておられるけれ
ども、自分の家族が、小さいお子さんが病気になったときに、それでもその子を置

いて働きに来ておられるという、非常に厳しい現実があるということがあります。

で、御家庭に帰られる方もたくさんいらっしゃいます。それで看護師さんが不足するということもありますので、そういうことも含めて、病院の中にどうにか院内保育ですね、できないかということも今、本間先生なり村上先生、両病院の院長ですね、投げかけてあります。

スタッフが不足しておって、ドクターが不足しておって、ましてや小児科医が不足しておって、できるかどうかということがありますけれども、今ものすごい汗をかいていただいています。いろんなスタッフの方々にですね。そのことも今投げかけてありますけれども、努力をしていただきたいということをお願いしております。

ですから、そういうことも含めて、市民の方にその美祢市の医療体制の現状を知っていただかなくちゃいけないし、それぞれホームドクター、マイドクターですね、かかりつけ医のお医者さんも非常に御苦労されて、今、一生懸命その地域の医療を保っておられるという現実もあります。

ですから、かかりつけのお医者さん、公立病院、市立病院ですね、それから市民の方々、そして行政がですね、そして薬局、薬剤師さんがいらっしゃいます。それぞれがお互いの立場をわかって、そしてじゃあどうすればいいかという、今、具体的なことにちょっとふれましたけれども、そういうことも含めて今からそのアクションプランを練って行って、今できることから始めて行って、10年先、5年先にはやっぱり目標をつくります。じゃあ今の段階ではどうしていけばそこまで持っていけるか、全体の医師の不足がまだ続くかもしれませんし、国がまた制度を若干改良しましたから、ドクターがある程度充足できるまで、あと10年は最低でもかかると言われています。ですから、そこまでどう頑張るかというようなことを含めて、今なすべきことを今やっ払いこうということを、来年の4月までには明らかにさせていただいて、入っていきたいというふうに考えています。

そのことを議会、それから市民の方に御理解を賜りたいと、これが先ほど申し上げたように、県下で初めての試みですので、我々がそのことを成功できれば、恐らく非常にモデルになると思っています。

ですから、私がいつも申し上げるのは、美祢医療圏という言葉を上上げるけれども、この美祢医療圏が成功できるということがあれば、全国のこういうふうな

我々のような過疎地の医療体制、福祉体制、保健体制、苦慮しておられるところも一つのモデルになるというように思っておりますので、その思いで今この条例を出させていただいたということです。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 安富議員。

22番（安富法明君） よくわかりました。で、そのこれは公約と言いますか、二つの公立病院を存続させる、きちんとするよというのは市長の公約でもありますし、議会の願いでも、恐らく皆さんの願いだろうというふうに思います。

で、市において、公立病院の経営がある程度、黒字とはいかないまでもかなり改善してきておる。これも一つの市長の成果だろうというふうに思うんです。しかし、片や、やはりこれは宿命でしょうけれども、国保の会計のような、今度は医療費を出す方の会計はどうしても窮屈になってきます。それは片方がもうけるわけですからね、片方は。

こういう中で、今言われたように、基本的なその課題というのがある程度もう答えが出ているという言い過ぎかもしれませんが、ドクターの問題、看護師さんの問題、で公立病院と市の連携の問題、仲介者が必ずいるわけですから、それはもう必ず市でないとできないでしょうから、市長言われるように、期待をしておりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。岡山議員。

2番（岡山 隆君） 本条例におきましては、その条例の目的は地域医療を支え育てる基本理念を定めるということで、先ほどから御説明があったとおりであります。それで、市民が安心してこの医療ですね、受けられることを目的とするということで、こういった条例を立ち上げております。

条例というのは規程の集まりということで、そのように表現することができます。それで、規程というのは第1条から20条とか、そういう形で今回も8条までできておりますけれども、それが組み合わせて条例となっていると思っております。

それで、問題はその規程の内容が非常に重要であるということはもう言うことはないんでありますけれども、今後地域医療しっかりと支え育てるということで、基本計画、アクションプランが今後策定されるということで、協議会のメンバーも20人程度かなとは思いますが、今後、特徴的なこの条例に則ってアクシ

ョンプラン、行動計画が策定されるということで、特徴的な今後アクションプランはどういったものがあるか、まず特徴的なそういった例があれば教えていただきたいなと思っております。

議長（秋山哲朗君） 原川課長。

市民福祉部健康増進課長（原川清史君） それでは、岡山議員にお答えをいたします。

まず条例の中にも入っておりますが、かかりつけ医を持ちましょうというものがこの中のプランの中にも入れております。で、その中で今よく求められておりますのは、病児保育というのがございますが、これは福祉部と関係がございますので、それに対しては努力するというところでございますが、まず看護師の、医療関係者、特にお医者さんのために山口大学のほうとお願いしながら、まずこの地域医療の研修ができるような形のものをしてはどうだろうかというのが出ているのはおります。ですが、これはまだ案でございますので、即来年からというわけにいかないかもわかりませんが、これは会長のほうを山口大学の教授のほうにお願いをいたしておりますので、そのほうとお願いをしながら、そういうことができればなということをお思っております。

これも一つのお医者さんの、こちらのほうに関心を持っていただいて、この美祿市のほうに入っただけのような政策になるのではないかなと思っております。

そういうことも協議会の中では上っておりますので、一つの例としてお答えさせていただきます。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） この行動計画の中で、今後、今言われました研修医、そういった方が美祿市に来られて、そういったお医者さん来られて研修をこの美祿市でやるというのは非常にいいこと、今までにないことをやると。議員研修もよく山口県で1年に1回ありますけれども、そういう形で来ていただいて、お医者さんも研修を美祿市でやるというのは非常に私はいいことだと、さすがこのアクションプランをしっかりといい方向に組んでいただければ幸いではないかと、そのように思っております。

今後、そういったアクションプランで新しいことがどんどんできていけば、今後この条例についても見直し規程で、また条例もかえていくということでされること

もあるということですね。

議長（秋山哲朗君） 原川課長。

市民福祉部健康増進課長（原川清史君） 冒頭に申しましたとおり、協議会を私ども持って検討していただいておりますので、協議会の中で必要性があるということにはございますから、それを受けて市長のほうに提出をさせていただければと思っております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 山本議員。

15番（山本昌二君） 済みません、ちょっとこれに関連した質問で、教育民生のほうに付託されますけども、ちょっとここで執行部の方に委員会への提出していただきたい資料を、ここでちょっとお願い申し上げたいと思います。

条例の今の美祢市の地域医療を支え育てる条例、これは素晴らしい、僕は以前病院におった関係もありまして、そして福祉の関係で素晴らしいいい条例というように、私は市長さん思っております。本当涙が出そうな思いをする項目、条文もありますが、特にちょっとお聞きしたいところは、一番最後の、失礼、7条の2項ですね、市長は前項の基本的施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとするというように条文にあります。で、当然先ほども申し上げましたように、委員会付託されますが、もし当日の委員会でこの辺の財政の措置がどの程度されるのかどうかですね、とりあえずもできますれば、私のほうからまた質問をいたしますので、その辺のある程度の骨格を示していただいたら大変助かると。なぜかと申しますと、もう来年の4月1日からこれは施行されますが、やはりその期間、そうは言うても、長いようでも短い、具体的な方向をこれから執行部も検討されると思いますので、ぜひその辺のお示しをいただきたいというように思います。これは要望で終わります。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第11号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第14、議案第12号美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正

についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第12号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第15、議案第13号美祢市秋吉台リフレッシュパーク施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。高木議員。

4番（高木法生君） それでは、議案第13号の条文の中で、第5条の秋吉台リフレッシュパークの管理は指定管理者に行わせる。このことに関連いたしまして2点ほどお伺いをしたいと思います。

この観光事業特別会計は、資金不足比率が169.5%と高い比率で推移しておいた関係で、個別外部監査を受け、経営健全化の6年間で作成されたところであります。

22年の特別外部監査報告書の指摘事項でもございましたが、秋吉台家族村と類似施設であるとし、両施設を同一の指定管理者とすることで管理コストの削減が可能であるとしております。先ほど、市長さんの提案説明もあったかと思えます。

このことは、市長さんも昨年22年10月の委員会におきまして、平成23年度で家族旅行村の指定管理期間が満了する、この機会にとの意見を述べられておるかと思えます。

そこで1点目お伺いしたいんですが、確かに23年度で家族旅行村の指定管理期間が満了いたしまして、よいタイミングと申しますか、時期を得た時期かなとは思っておりますけれども、先ほど申しました経営健全化計画の終了時が平成26年です。なぜこの時期ではいけないのかということではありますが、指定管理制度に移行されても20年度の収支で言いますと、ちょっと21年度の数値を持っておりませんから、20年度と申しますと2,540万円程度の赤字を計上しております。

ということは、収支のバランスから見てみますと、この金額程度は指定管理委託料として予算化することになるかと思っておりますが、26年度までの赤字解消の達成に支障をきたすのではなからうかという危惧がございますけれども、その点

はいかがかお伺いをしたいと思います。

それから、もう一点、現在施設の一角で長年経営されている食堂、あるいはパン工房というものがあろうかと思えます。指定管理制度になっても今までどおりの契約内容等で継続が可能かどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 高木議員の御質問ですが、担当部署のほうで市長にお願いしますということで言いましたので、私がお答えいたしましょう。

ちょっと細かい数字のことは、担当部署のほうからお話をさせていただくと思いますが、今、おっしゃられたように、基本的な考え方につきましては、21年度、国のほうから指摘をされて外部監査に入らせていただきまして、徹底的に洗っていただいたという結果で、実はあのときにリフレッシュパークなり養鱒場ですね。もう廃止をしてはどうかという話まであったぐらいです。それをリフレッシュパークと家族旅行村については非常に類似的な施設が多いということで、二つを別のもので、会計で処理していくのは不適切と、だから一体的にやりなさいよということで御指摘をちょうだいしておるわけです。

それを受けて、早い段階でその外部監査でおっしゃっていただいたことを具現化をしていこうというのが、私の政策的な判断でございました。

これいくら監査を受けても放たっておるというのは何もありませんからね。何のために国の指摘を受けて、外部から非常に優秀な方が監査に入らせていただいて、外部監査の結果を、それは棚上げして何もしなかったら市長楽ですけど、この観光会計、合併するとき15億円からの赤字があったのが、今9億9,000万円ぐらいまで圧縮してます。それでも私が想定したよりまだ遅いですよ。もっと早いスピードで赤字を圧縮しようと思っていましたから。

それはなぜかという、秋芳洞会計本体は非常に黒字体制に返還をさせましたけども、今のその他の衛星ですね。ですから、地球が秋芳洞会計本体とすれば月に当たる部分、その外部のそのいろんな観光にかかわる会計が赤字であるということで、言葉は悪いけど全体の足を引っ張っておるということがあります。そのことを指摘されてます、外部監査でね。

ですから、そのほうとその黒字体制に返還をしていく必要があるというのが、私

の強い思いですから、早い時期にこの15億円からあった赤字をゼロにしたいというのが私の思いです。この3年間で、ですから6億円ぐらいの金を赤字をなくしていきましたけれども、まだまだもっと早い段階でしたいということで、今の財政をかえていく計画がありますよね。まだ先だからそれが終わってからでいいんじゃないかという御指摘だと思いますけど、早いほうがいいですよ。待ったつたらだめ。早く手を打たなくちゃだめです。だから今やろうということですね。

それは高木議員、おわかりだろうと思いますけど。一応話のあれで、流れでおっしゃったんだろうと思いますけれども、そういうことですね。そのためということ。

それと、今のコストのことですよね。当面、例えば家族旅行村とリフレッシュパーク一緒にしますよね。で、外部監査も重複したところが多かったから、その分はむだになっているという御指摘もありました。ですから、将来的にはそれはもちろんその分は解消していくし、将来的というか、一緒にしたとこで解消させていきますけれども、なぜそれが赤字になっているかということの根本がないと、いくらその事業を一体化をしてコストを抑えてもだめなんですよ。これほかのものも全部言えるんです。コスト面だけを考えていきますと、その事業というのはだめになります。特にこういうふうな収益的なものについては、お客様に来ていただいて、その収益をもってこの地域の振興に寄与させようというものについては、そのお客様の立場を抜きにしてコスト面だけを考えたらできない、だめなんです。これはほかの行政でも一緒ですね、観光ではない。ほかの行政についても、市民の立場を忘れて市が行政コストだけを考えて仕事をおつたら、この地域は火が消えたように沈んでしまいます。やがて人が住まなくなります。

同じように、この観光事業についてはお客様が外部から来ていただいて、これが魅力的だからということで、ここにたくさん来ていただいてお金を落としていただいて、そのお金を持ってこの地域の振興に結びつけようとしているわけですから、一体化をして、合理化をして、じゃあ二つのその事業体がそれぞれ別の目的で、かつての自治体は別だったですからね。合併市ですから。旧秋芳町と美東町が違う思いを持ってつくられた。ほぼ同じだったかもしれんけど、それを今までまだ持っておる。それを新しい市として、同じ思いを持って、一つのものとして経営をしてやります。でも今申し上げたように、コストだけを考えているとだめですね、当面ですよ。だから、10年先に、今来られているお客様をですね、1.5倍にしようと

か2倍にしようというときには、投資も要るんです、投資も。ですから、そのことも考えて、これから私は政策的な判断、施策的な判断をさせていただきたいと思えます。

十分これから総合観光部のほうは練って私のほうに出してくると思えます。こういうふうな形でこれから一体化をしたリフレッシュパーク、家族旅行村の、名称はどうするかわかりません、全体のね。それをどうしたいということを出してくると思えますから、それをよく見させていただいて、今の観点、当然のごとくランニングコストを考えて、コストパフォーマンスを考えて、経費は、むだな経費は節減しますけれども、中長期的なその地域振興のためには、この二つの施設がどういうふうな役割を持ってもらったほうがいいのかということの視点は必ず忘れずに、そのために瞬間的に先行投資が要るものであればそれはするという考えでいきます。

それと、最後に申された、今リフレッシュパークで一生懸命、旧美東町、今は美祿市美東町ですけれども、やっていただいておりますので、その方々は大事にしたいという考え方のもとで、今やれよというふうに総合観光部のほうに指示をしてあります。

ですから、具体的なことについてはまたちょっと後になりますけれども、今回はそれを一体化をするという条例のためのことですから。ということよろしいですか。

議長（秋山哲朗君） 大野観光総務課長。

総合観光部観光総務課長（大野義昭君） それでは、高木議員の言われました、具体的にですね、赤字解消に支障がないかということなんですけど、先ほど言われましたように、平成26年度に赤字観光特会は黒字に転換する財政計画を立てております。現時点で、平成22年度現在末の赤字累積額が9億8,093万2,000円で、財政計画のほうは9億7,629万5,000円ということで、約400万円ちょっとの不足を生じておりますけど、ほぼ計画どおりというふうに考えております。

このリフレッシュパークにいたりましては、平成22年度におきましては約2,000万円の単年度収支の赤字になっております。だから、この単年度収支の赤字部分が今度、指定管理料に跳ね返ってくると思われます。

それで、現時点ですね、リフレッシュパークには委託職員が6名、そして市の職

員が2名、トロン温泉の事務所に在駐しております。で、そのうちの市の職員におきましては、一人は一般会計から給与を出しております。そしてもう一名に関しては、リフレッシュパークではなく大正の景清洞のほうの関係の経費でまかなっております。だから、リフレッシュパークにおきましては、現在職員の給与費は入っておりません。

しかしながら、今度これを指定管理に出す場合は、この職員もひっくるめた形で、人件費をどの程度算定して指定管理料を設定していくかということが今後、この指定管理料を算定する上で重要な素材となってきます。

それで、2名のうちの、2名職員がおるわけですけども、大体業務の分担から言いまして、要するにエコミュージアムというのも業務2のほうで管理しております。で、エコミュージアムとそれと大正洞、景清洞、それとリフレッシュ連絡課と言いまして、地域活性化の事務局等も持っております。

そういった本来リフレッシュパークとは関係ない業務等で、約1人前の業務量を使用しております。だから、今度実際に指定管理料を算定する上には、委託職員6人分と本来市の職員1人部分の計7名部分の職員の人件費を計算して、指定管理料を算定するものというふうに今考えております。

それで、現時点での試算では、本来指定管理者が行う業務だけを取り上げてみると、平成22年度におきまして約1,200万円の単年度収支の赤字を示しております。

それで、それに対して今度人件費を、今委託料なんですけど、これを正社員で賄う試算をしなければなりません。それで、まず試算の職員の基本給なんですけど、これは基本的にはハローワーク山口が募集しております、これに類する業務の採用賃金をもとに約6人分、それとあとこのリフレッシュパークを統括する、要するにある程度専門的な経験を積んだ職員を1人程度、それをもとに社会保険料、あるいは福利厚生費、そして退職金の積み上げ等を全部計算いたしますと、約今までの委託料に対して約1,000万円の増加が見込まれます。

だから、特会で言いますと、指定管理料に関しては約1,000万円の増の負担が、前後の負担が生じるというふうに考えられます。

平成24年度からこの1,000万円程度の上積みの指定管理料は発生するわけですから、要は24、25、26の3年間において約3,000万円、財政計画に

よりもすと26年度の赤字から黒字に転換する金額が約1億2,000万円の黒字転換数になっています。だから、1億2,000万円から約3,000万円を引いた金額がまだ黒字として残ります。

だから、基本的には考え方によりますと、指定管理料が1,000万円程度多く発生しても赤字解消年度の変更はないというふうに、現時点では考えております。

それと、あと言われました食堂とパン工房の使用についてですけど、食堂につきましては、トロン温泉の空きスペースを利用した食堂、食材の供給というふうに考えております。

だから、本来の主たる業務ではなく従たる業務というか、空きスペースの業務というふうに考えられます。

また、パン工房にいたしましては、旧美東町におきましては、そこを研修棟として貸し館条例に基づいた使用料をとって貸して、使用許可を出してございましたけど、今度は新条例におきましては、ここを郷土料理館の附属施設というふうに考えます。

条例におきましては、この地域食材の供給をする場の提供する施設の管理を従たる事業というふうに位置づけております。だから、実際にこの食堂等の経営におきましては、従たる事業、だから指定管理制度におきます指定管理の再委託には該当しないというふうに考えます。

だから、市長も言われましたように、この今度指定管理を募集する段階において、条件設定等をして継続してこの施設を使用させるということを条件にすれば、条例上何ら問題はないというふうに考えます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 高木議員、どうぞ。

4番（高木法生君） 詳細な説明、ありがとうございました。一日も、一年も早い経営健全化になることを願っておるところでございます。

最後に、要望になりますけれども、長い方で20年近く営業をなさっておられております。特に開業当時は、現在では想像できないくらいの金額で賃借料を払っていらっしまったようなところもございますので、そういった経緯もございますので、営業の継続については特段の御配慮をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） ちょっと中途半端になりますけれども、この際、暫時午後

1時まで休憩したいと思います。（発言する者あり）ちょっと何人が今おられますからですね。（発言する者あり）そうですか。ならそれを受付ます。竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 恐れ入ります。一たん休憩ということなんですが、恐らく回答されるのに即答ができないものがあるんじゃないかという、こっちの勝手な推測で時間をいただきました。

早速ですが、今高木議員の関連した既存業者の存続の問題なんですが、条例からしますと施設の転貸はできないということになっております。この辺をそのどう位置づけられているのか。それから旧条例ではクラフト館というのが実はありましたですね。今回ありません。それから、郷土料理館という、今御説明があったんですが、それはどこに施設としてあらわれているのか、新条例のほうにはございません。そのことも併せて聞こうかと思ったんですね。だから、クラフト館がはずされているということは、修理や清掃そういう管理からはずすんか、もしくは解体されるのかということが1点。

それから、市長が提案された中でも郷土料理館というのがございます。そして、今パン工房がその郷土料理館の附属施設という位置づけにしたとおっしゃったんですね。それが条例上、どこにあるのか。

それから、事業がオートキャンプ場、グラウンドゴルフ等ございます。そうしますと4条の2の交流、レクリエーション、これにオートキャンプ場、グラウンドゴルフが入るのか入らないのか。

それから、もう一つは、古い旧条例におきますと、温泉並びに宿泊業務というのが入っています。私もこれ見させていただきました料金表のところには宿泊料はいくら、ケビン、それからログハウスがいくらというような料金が定めてありますが、特段にホテル事業のことがどこにも明記されておりません。

従って、休日と言いますか、休村と言いますか、よくわかりませんが、その取り扱いも期間を置いて4月から10月までは第1と第3の月曜日を休みますよと。月曜日ですよと。それから11月から翌年3月までは毎週月曜日ですよと。こうなってます。この中にホテル事業が入っているんですね。

そうしますと、日曜日の晩に泊まった方は月曜日に対応しなくちゃいけない。しかもオートキャンプ場は翌日の午後まで認めてますよね。そうしますと、このことが月曜日の対応については休日状態なんで、ところが現実的には人件費が要るだろ

うと思いますね。対応せざるを得ない、お客さんがいらっしゃれば。そうしたコスト参入はどのように扱ってられるのか。

それから、先ほども上げられましたように、職員が2名配置されていたということで、1名はリフレッシュパーク施設の管理だと、1名の方は大正、景清洞のその、あるいはエコミュージアムの業務を携わっておられたということですので、ここを指定管理者制度にお任せすると、この職員1名はどこに配置されるお考えなのか、事務所ですよ。今まではリフレッシュパークの中にあったわけですね。その辺が一つ。

それから、10条に、指定管理者はリフレッシュパークの管理運営上、必要があると認めるときは、全項の許可に条件を付することができる、こう書いてあるんです。仕様に関する要項が別に定めてあればその定めに従って条件を付することができるわけですが、この根拠規定はどこにあるのか。

それから、ちょっとたくさんありますので、お昼にまとめておっていただきたいと思います。

次、第14条、利用料金の収入ということですから、これは当然指定管理者に利用料金が収入として収受をさせるということが出ております。で、自主事業の中に指定管理者制度には自主事業があるわけですから、それについてこれを指定管理者に収受させる、なのか。それとも別個に委託料を計算するとき利用料収入として計上するものか、その辺の区別。

以上ですね、17条が先ほど申し上げました、転貸は、または許可した目的以外に使用してはならないと、こう書いてあります。現実には確か6%の、売り上げによる6%の施設使用料をとっていたと思うんですね。それを存続するということになれば、どういう方法でやっていけばいいのか。その辺のお尋ねをしたいと思います。

以上です。議長済みません、時間をとりました。

議長（秋山哲朗君） 午後の休憩後から答弁に入りますので、執行部のほうで答弁できるようにしておいていただきたいと思います。

この際、暫時1時20分まで休憩をいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

午後0時21分休憩

.....
午後1時31分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

午前中の竹岡議員の質問に対して、執行部からの御答弁をお願いしたいと思います。
す。福田総合観光部長。

総合観光部長（福田和司君） それでは、先ほど休憩前に竹岡議員のほうから御質問がございました件につきまして、回答をさせていただきます。

いろいろと質問等ございましたが、条例の、今回の条例の一部改正につきましては、現在のリフレッシュパークの施設、こちらの実態に併せた形で、今回の改正を行っております。

ですから、細かい話をしますと、きりはございませんが、クラフト館等につきましては、旧美東町時代に用途として使っておったときと現状が変わっておりますので、そういったものも含めまして条例上、附属施設という形、こういった形に適宜変えて条例改正を行っている。

今回の指定管理の中で、指定管理をする一部改正に併せてそういった形での改正でございます。

ですから、リフレッシュパーク自体のエリア、これ全体を一つのエリアとして条例上謳っております。

したがって、今後要項並びに指定管理の仕様書、こういったものの中で、附属施設の中の個々具体的な施設について管理として列記させていただくという形になっておりますので、それをすべて指定管の内容を条例に細かく上げるということでの改正ではございません。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員、よろしいですか。今、要項じゃないのか。要領と言いました。福田部長、要項じゃない。今要領って聞こえたけど、私の耳が。（発言する者あり）よろしいですか。

そのほか質疑はございませんか。山中議員。

7番（山中佳子君） 2点ほど御質問いたします。

利用料金が設定されておりますが、これは消費税はどうなっているのでしょうか。それから、2点目ですが、先ほどの提案説明の中で、家族旅行村とリフレッシュ

パーク、この二つの施設は指定管理者を同一にしたいという市長の発言でしたが、この二つの施設、類似施設ではありますが、距離的にもかなり離れております。また、二つのこの広い施設を管理する指定管理者となるべき法人、その他の団体はかなりしっかりした経営基盤を持つことが必要になってくると思いますが、その辺のことはどのようにお考えでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 1点目の消費税のことについては担当部のほうから答えさせますが、距離的なことを申されましたけれども、御承知のように、美祢市立病院と美東病院は今のリフレッシュパークとそれから家族旅行村の距離よりもずっと遠いです。それを今、一つの企業体として地方公営企業にしまして、一つの企業として経営をするということをもう出発をいたしております。そのことも議員を含め議会御承認のもとでやっておるということですね。

ですから、今のリフレッシュパークとそれから家族旅行村というのは、秋吉台山嶺の類似施設ということで、その距離がある程度ありますけれども、統一的な経営について何ら不都合を生じるものではないというふうに思っております。

それと、経営についてはもとよりきちんと経営ができるということが、これから公募をかけますけど、応募をされたところをきっちり精査、整理をして指定をするということですから、問題はないというふうに認識をしております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 福田部長。

総合観光部長（福田和司君） 1点目の消費税の質問でございますが、当然のことながら指定管理を行うということになりますと、消費税が発生をするようになります。

ですから、これにつきましては、当然仕様書の中でその金額等については試算をした上で、選定の業者にお示しするという形とりたいと思っております。

議長（秋山哲朗君） 山中議員。

7番（山中佳子君） ちょっと質問と違うようなんですけども、この利用料金が書いてあるんですけども、この中に消費税が含まれているかどうかということ、済みません。

議長（秋山哲朗君） 福田部長。

総合観光部長（福田和司君） 大変申しわけございません。当然、料金の中に収入として消費税を含んだもので受領するということになります。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 山中議員。

7番（山中佳子君） 指定管理者ガイドラインにもありますが、選定に対しては透明性、公平性の確保に十分気をつけるというふうになっております。留意して行うとあります。美東地域の方も納得し、理解されるような、理解し、納得し、協力を得られるような指定管理者が選定されることを願っております。以上です。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 類似施設を同一の指定管理でいいのかと、そして同業同士の組み合わせで同じ、同業同士と言うか、同じ施設の同じ業者で組み合わせでいいのかという疑問を感じます。確かに仕入れ先等の一括購入などは効果はあるかもしれませんが、経営の手法とか運営の内容について同じだったら、魅力があるものができるかどうか、ちょっと疑問に思うのですが、どうでしょうか。違った経営者のほうでしたら、違ったそれぞれの魅力のある内容の運営ができるのではないかと思います。この点は考慮されたのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（秋山哲朗君） 福田部長。

総合観光部長（福田和司君） 只今の質問でございますが、先ほどの山中議員さんのほうからの意見もございましたが、現状、やはり類似施設が多くなりまして、競争が非常に激しくなっていると。周辺自治体との兼ね合いも含めまして、売り上げがなかなか伸びないという、直営の形で伸びないという状況になっております。

したがいまして、一括管理をすることによりまして、効率性を重視するとともに、やはり民間感覚を取り入れた、民間提案の形を新しい発想の運営形態、こういったものを指定管理審査の中で検討させて、出していただくということで、今よりは効率的な経営を目指すということで考えております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 先ほどのときに、最終、何か意見書の中では何でしたか、廃業にしようかというのもあったとか聞きましたが、これがもし同じ業者の、同じ指定管理だった場合に、どちらかにウエイトが行かれたりしたときに、そして偏った

場合に、どちらかがもう廃業になってしまうというようなことも考え、いくいく何か行く末は何か不安な点もあるんですが、そういったことにしないためにも同じ指定業者で、指定管理者ではないほうがいいのではないかとと思いますが、この点についてはどうなのでしょう。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 三好議員が今おっしゃることもわからんことはないんですよ。それぞれ別の経営体でいろんな思いがそれぞれあって、それでコラボをして、コラボレーションして、そしてともに高め合っていくという考え方もありますけれども、それは一つの考え方です。私もそれは否定しません。しかし、今回の場合は、先ほどこほかのところで申し上げたけれども、なぜ国の外部監査が入って、その御指摘をちょうだいしているかという原点に戻らないといけません。

例えば、このキャンプ場のテントサイトにしても、家族旅行村には30基あるんです。同じ数、30基がリフレッシュパークにあるんです。キャンプサイトのサイトも家族旅行村に56サイトある。そしてリフレッシュパークにも62サイトあると。本当に似たような施設を、かつての自治体が違ったから二つそれぞれ持たれたということで、随分景気が右肩上がりでもいいように転げよった時代はそれでも済んだんですよ。しかし、御承知のように、日本全体の総人口が減ってくるようになって、そして大震災もありました。そして世界的な経済情勢もこんな状況です。こういうふうな状況の中で、前と同じことをしておったんでは、必ずだめになります。

今、三好議員が懸念をされておられるように、ひょっとしたら片一方がなくなるんじゃないかと。例えば家族旅行村を閉鎖するようになるんじゃないか。リフレッシュパークは閉鎖するようになるんじゃないかということがあられるでしょう。そうならないようにするためも含めて、今回一体的な指定管理に出したいと。要らない経費は抑えていこうと。そして同じコンセプト、目標、考え方のもとで、お客さんを魅力ある施設として迎え入れるようにしたいから、一体的な指定管理を出したい。それは国が示した国の外部監査で指摘をされておるといふ大きなことをお忘れならないようにお願いしたいと思います。ということでございます。

議長（秋山哲朗君） よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第13号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第16、議案第14号美祢市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第14号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第17、議案第15号美祢市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第15号は、所管の委員会へ付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。大変お疲れでございました。

なお、議員の皆さんは午後2時より議員全員協議会を開催いたしますので、第1、第2会議室へお集まりいただきますようお願いいたします。

午後1時43分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年9月1日

美祢市議会議長

秋小哲嗣

会議録署名議員

三好睦子

”

山中佳子